

## 重要事項説明書（訪問介護サービス）

訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1・事業所概要

経営主体	株式会社 ライフアップ
事業所名	仙台介護サービス
所在地	仙台市若林区遠見塚3丁目8番25
管理者の氏名	池田 由美
電話番号	022-355-8105
FAX番号	022-355-8106
指定事業者番号	0475301743
サービス提供地域	仙台市内

### 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、訪問介護サービスを提供します。
運営の方針	訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 3. 事業所の職員体制

職 種	勤務体制及び員数
管理者	1名（常勤でサービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者	0名（常勤0名）
訪問介護員	介護福祉士（常勤で管理者兼務1名, 非常勤で2名） 訪問介護員養成研修2級課程修了者（非常勤で専従3名）

#### 4. 営業時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他の 年間休日	8/14～8/16
	○	○	○	○	○	○	○	○		12/30～1/3
営業時間	8：30～17：30（その他、応相談）									

#### 5. 提供するサービスと利用料金 《 令和7年 4月改正 》

##### (1) サービスの概要

種類	内容	利用料（自己負担分）			
		1割負担	2割負担	3割負担	
身体介護	(例) 入浴介助 排泄介助 食事介助 体位交換	20分以上30分未満	244円	382円	572円
		30分以上1時間未満	387円	509円	763円
		1時間以上の場合 30分増す毎に 65単位加算	68円	136円	204円
生活援助	(例) 調理 洗濯 掃除 買物	20分以上45分未満	179円	373円	560円
		45分以上	220円	459円	688円

初回加算	209円	417円	626円
介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算） ×サービス別加算率（処遇改善加算Ⅳ 14.5%） 〈1単位未満の端数四捨五入〉×1単位の単価		

※ 介護処遇改善加算の利用者負担額（1割）は、上記額－【上記額×1.0（1円未満切捨）】

##### \* 処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、第1号訪問事業を行った場合に、加算があります。

※ 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを利用される場合には、通常の利用料金に割り増し料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時～午後10時まで） 25%加算
- ・早朝（午前6時～午前8時まで） 25%加算
- ・深夜（午後10時～午前6時まで） 50%加算

- ※ 訪問介護員養成研修3級課程修了者による要介護者への訪問介護サービスについては、通常の利用料金の30%が割り引かれます。
- ※ 2人の訪問介護員でサービスの提供を行う必要がある場合、ご契約者の同意を得た上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ※ 生活援助は、ご利用者本人を対象に行います。制度上、家族の方の家事は行いませんので、ご了承願います。
- ※ 医療機関の支払いや、買物に伴う場合を除く金銭の取り扱いは致しません。
- ※ 令和元年8月以降、第一号被保険者（65歳以上）で、一定以上の所得がある方が介護サービスを利用する際利用者負担が2割・3割に変わります。

## （2）利用料金の支払い方法

利用料金は、1ヶ月毎に計算し、利用の翌月にご請求します。

## （3）利用の中止、変更、追加

ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、追加する場合には利用日の前日までにお申し出ください。ただし、訪問介護員の稼働状況によっては、変更、追加が困難な場合があります。

## （4）訪問時間の変更等

交通事情や天候等により、訪問介護サービスの開始時間が遅れる場合があります。開始時間が著しく遅れる場合には、事業所よりご連絡いたします。

## （5）訪問介護員の変更等

訪問介護員は、固定的なものではありません。事業者の都合や体調不良時等により、訪問介護員の変更があります。その際は事業所よりご連絡し、了承を得てからの代行訪問員になります。

## （6）キャンセル料

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日午後5時以降	利用者負担金の100%
利用予定日の当日	利用者負担金の200%

## 6. 苦情申立・虐待防止受付窓口

当事業者の訪問介護サービスに関する相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。また当事業者以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

苦情申立窓口	時間・連絡先
仙台介護サービス	平日 午前9時～午後5時 電話 022-355-8105 事務所相談室担当者 池田 由美
仙台市介護事業支援課	平日 午前9時～午後5時 電話 022-214-8192
仙台市内各区役所障害高齢課	平日 午前9時～午後5時
青葉区役所	電話 022-225-7211
若林区役所	電話 022-282-1111
宮城野区役所	電話 022-291-2111
太白区役所	電話 022-247-1111
泉区役所	電話 022-372-1111
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	平日 午前9時～午後5時 電話 022-255-8476
宮城県国民健康保険団体連合会	平日 午前9時～午後4時 電話 022-222-7700

## 7. 虐待防止受付窓口

本法人における虐待防止対応責任者、虐待防止担当者

虐待防止責任者	株式会社 ライフアップ 代表：岩淵 雄司 連絡先：080-6052-1609
虐待防止担当者	仙台介護サービス 管理者：池田 由美 連絡先：022-355-8105

\*虐待防止対応責任者は、虐待通報者と誠意をもって対応し、解決に努めます。

その際、虐待通報者立会いによる相互協議は、相互協議の結果や改善事項の確認をもとに速やかに、これを市町に通報するものとする。

## 8. 緊急時の対応方法

利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（続柄）	
	住所	
	固定電話	
	携帯番号	

利用者の担当 介護支援専門員 地域包括センター	事業所名	
	住所	
	介護支援専門員	
	電話番号	
	FAX番号	

## 9. 損害保険の加入

当事業者は、訪問介護サービスの提供により、ご利用者の身体・財産等への損害や人権への侵害がないよう十分留意してサービス提供いたしますが、事業者の責による事故の場合に誠意をもって対応できるよう、損害保険に加入しております。

ただし、当該事故の発生につき、ご利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。

## 10. その他運営についての留意事項

当事業所は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。利用者とは事業者は、定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。